イスラエル、ヨルダン、レバノン、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、英国、南アフリカ共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びトルコでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対する31.5-31.8GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

改　5.549　付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スリランカ、トーゴ、チュニジア及びイエメンでは、33.4-36GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

改　34.2-40GHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
37-37.5	固定 移動（航空移動を除く。） 宇宙研究(宇宙から地球) 5.547	
37.5-38	固定 固定衛星(宇宙から地球) 移動(航空移動を除く。) 宇宙研究(宇宙から地球) 地球探査衛星(宇宙から地球) 5.547	

改　5.550　業務の種類の地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する34.7-35.2GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

改　81-86GHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
81-84	固定　5.338A 固定衛星(地球から宇宙) 移動 移動衛星(地球から宇宙) 電波天文 宇宙研究(宇宙から地球) 5.149　5.561A	
84-86	固定　5.338A 固定衛星(地球から宇宙)　5.561B 移動 電波天文 5.149	

改　86－111.8GHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
92-94	固定　5.338A 移動 電波天文 無線標定 5.149	

改　248-3000GHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
275-3000	（分配されていない）　5.565	

改　5.565　275-1000GHzの周波数範囲のうち、以下の周波数帯は、受動業務のアプリケーションのために主管庁により使用が特定されている。

－　電波天文業務：275-323GHz、327-371GHz、388-424GHz、426-442GHz、453-510GHz、623-711GHz、795-909GHz及び926-945GHz

－　地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)：275-286GHz、296-306GHz、313-356GHz、361-365GHz、369-392GHz、397-399GHz、409-411GHz、416-434GHz、439-467GHz、477-502GHz、523-527GHz、538-581GHz、611-630GHz、634-654GHz、657-692GHz、713-718GHz、729-733GHz、750-754GHz、771-776GHz、823-846GHz、850-854GHz、857-862GHz、866-882GHz、905-928GHz、951-956GHz、968-973GHz及び985-990GHz

受動業務による275-1000GHzの周波数帯の使用は、能動業務によるこの周波数帯の使用を妨げてはならない。275-1000GHzの周波数範囲を能動業務のために利用しようとする主管庁は、275-1000GHzの周波数範囲の分配表が規定される日まで、これらの受動業務を有害な混信から保護するため、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。

1000-3000GHzの周波数範囲における全ての周波数は、能動業務及び受動業務の双方に使用することができる。

改　　第９条　他の主管庁との調整の実施又は同意を得るための手続[1、2、3、4、5、6、7、8、8の2]

改　[4] A.9.4　決議第49（WRC-12、改）又は決議第552（WRC-12）も、それに従う衛星通信網及び衛星通信システムに関して適用されること。

追　[8の2] A.9.8　決議第553（WRC-12）の特別要求事項を満足する21.4-22GHzの周波数帯における第一地域及び第三地域の放送衛星業務の衛星通信網に関して適用されること。

第Ⅰ節－衛星通信網又は衛星通信系に関する情報の事前公表

通則

改　9.2　第9.1号の規定に基づいて送付された情報の改正についても、それが確定次第、可能な限り速やかに無線通信局に送付すること。追加の周波数帯の使用又は静止衛星軌道の宇宙局に対する±6度を超える軌道位置の変更については、当該周波数帯又は軌道位置について、適宜、事前公表手続を適用することが要求される。更に、第９条第Ⅱ節による調整が必要のない場合、基準の宇宙局本体又は非静止衛星軌道の宇宙局の送信方向の変更は、事前公表手続を適用することが要求される。

第Ⅱ節－調整手続[12、13]

第ⅡA節－調整の要件及び要請

改　9.36　b)　第9.27号の規定に基づいて調整が必要な主管庁を特定すること[20、21]。

改　[21] 9.36.2　第9.7号、第9.7A号及び第9.7B号の規定に基づく調整の場合、無線通信局は調整が必要な衛星通信網又は地球局も特定すること。（第9.42も参照）

改　9.41　第9.7号から第9.7B号までの規定に基づく調整を要請する国際周波数情報回章を受領した